

第4回新城市総合計画審議会
議事録

平成19年9月26日
委員会室

認定：平成19年11月20日

=開会 午前10時00分=

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から、第4回新城市総合計画審議会を開催させていただきます。なお、本日欠席の連絡をいただいておりますのは、鈴木委員、吉田委員、大谷委員、佐々木委員の4名でございます。それでは、はじめに会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

(大貝会長)

皆さん、おはようございます。これまでいろいろな意見をいただけてきました。今日はその意見を反映した基本構想案が提出されることになっています。その他に報告事項として、これまで市民の皆さんに参加をいただきましたワークショップ、それから市民アンケートを行っておりますが、その地域別のクロス集計というものが出ています。後ほど事務局の方から報告をさせていただきます。早速であります。議事の方へと進ませていただきますが、その前に本日の議事録署名者をお願いしたいと思います。東三河地域研究センターの戸田委員、それから公募委員であります筒井委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、事務局より報告事項についての説明をお願いします。

(事務局)

それでは、まず市民ワークショップの結果のまとめについて報告をさせていただきます。

……【資料に添って事務局から説明：内容は省略】……

つづきまして、市民アンケートの結果についてですが、前回は単純集計結果について報告をさせていただきます。今回は地域別、あるいは年齢区分別のクロス集計の概要について取りまとめましたので報告させていただきます。

……【資料に添って事務局から説明：内容は省略】……

(大貝会長)

ありがとうございました。ただ今、ワークショップの結果とアンケートの結果についてご報告をいただいたわけですが、アンケートの市民満足度については、合併前に行いましたアンケートと比較しましていずれも下がっている結果が出てはいるわけですが、そこらをどのように解釈して行くのかは、いろんな考え方があるかと思っております。例えばここ数年、日本全体で地域間の格差の問題が取り上げられてはいますが、全体の傾向としてマイナスの評価の方向に自然と何となく流れるということがあるかと思っております。そういったことを加味していかないと、合併後に満足度がすべて下がったという結果で評価してしまうことになりかねない。これは誤差だという見方もあるかと思っておりますが、例えば、新城の地域医療の満足度が下がったというのは地域の特有のものとして評価をきちんと分析していく必要はあるかと思っております。それ以外の項目で特に下がっているものは、中心市街地の整備ということで、このあたりは地域の課題として認識する必要があるかと思っております。また、これらの結果の取り扱いについても説明がありましたが、今後、公表を含めて計画の中にも反映していく必要があるだろうということだと思っております。ワークショップについても同様の考え方

で公表や反映を行っていくことでよろしいでしょうか。では、ただ今の報告に対しましてご意見、ご質問をお願いします。

(松本貴美德委員)

住民アンケート結果の概要についてですが、今、いろいろ数字を拾っていただきよく分かりましたが、一番最後の36ページ、問23に「最後にまちづくりについてのご意見やアイデアがありましたらご自由にお書きください」となっているのですが、回答してくれた有効回答数が、2,716件あったということは、この中で僕らがいろいろ審議していく段階に必要な、この2千何人の中にいい意見を持っている人もいると思うんですよ。こういう意見とかの開示とか見るとか、内容を書いた報告書とかはもらえないのですかね。

(事務局)

「問23」については、自由意見を書きいただく欄を設けております。ここにつきましては、ある意味、一番大事な欄だと考えております。「問22」までは、基本的にこちらが回答を予測して設定したものに0印を付けていただくようになっていまして、こちらが住民の皆さんに聞きたいことを問いかけているのに対して、「問23」は自由記入欄となっておりますので、回答者の方が一番訴えたいことが書かれているのかなと考えています。この欄のご意見につきましては、当然、最終成果物の中ではまとめさせていただくのですが、本日までにこの欄の集計の方ができていませんので、本日の資料には入っておりません。その他の設問の「その他」欄の意見とあわせると、全体の約3割の方が記入をいただいております。集計が出来次第、ご紹介させていただきたいと思っています。

(松本貴美德委員)

私自身、今後総合計画を審議していくための大切な資料になる、この部分が市民の意見だと思えますよね。行政側が言われたように、私もここが一番大事な部分だと思います。至急出していただくようお願いします。それともう一つ言えることは、今、集計をしていますよね。それは出していただけるものですか。

(事務局)

一言一句をすべてご紹介するとなると、見る方も大変だと思いますので、主だった意見を紹介し、それと同種の意見が何人という紹介にしたいと考えています。

(大貝会長)

はい、すごい量があって、今ちょうど私の大学の研究室に置いてあるんですが、これをすべてパソコンに打ち込んで作業をするというのは大変なものです。これから順次、まとめに入っていくわけですが、すべて一言一句もれなく打ち込んでいくのではなく、同じような主旨をまとめて紹介していくということになるかと思います。その中で必要な意見は、基本構想や基本計画に反映していくということになるかと思います。よろしいでしょうか。

(松本貴美德委員)

この場に出していただけるのでしょうか。

(事務局)

まとめ次第、示させていただきたいと思います。

(松本貴美德委員)

計画を出す以上、その意見を見てみたいと思いますのでお願いします。

(大貝会長)

その他、ご意見等いかがでしょうか。

(林孝夫委員)

ワークショップの資料の5ページに、「協働」についての話し合いの結果がまとめてありますが、今回の基本構想の中にも「協働」という言葉が何回も出てくるわけです。協働と言っても人によって協働のとらえ方がいろいろ違ってはまずいのではないかと思うわけで、私自身も良くわからないわけですが、国語辞典に載ってくる言葉なのか、この資料の中には「協働=(イコール)ボランティア」と書かれていますが、それも違うような気がするし、この文章を書いた人の考える協働のとらえ方といいますか、共通の見解があればと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

まず、ワークショップの資料についてのご質問ですが、「まとめ」となっていますが、参加した新城市民の意見の総意、まとめとして出しているわけではありません。あくまで、参加者がテーマごとに自分たちで話し合った際の個々の意見をまとめたものが表になっています。今回、ワークショップの内容を公表するというのも、話し合った内容を紹介し、出された意見を参考に、今後どう進めて行ったらいいか、考えるきっかけ、方向性としてとらえていただければと思います。

(事務局)

続いて、ご質問にありました「協働」についてお答えします。皆さんへ本日の会議の事前資料として送付させていただいた基本構想(案)とは別に、前々回の審議会資料としてお示した基本構想(案)があるかと思いますが、中身は順次更新されていますので若干違うわけですが、前にお配りした資料には、15ページになりますが、「協働とは」という解説がありました。そこでは、「協働とは、市民が参加する市民組織(地域自治組織やNPO、ボランティア組織、企業など)と行政とが対等のパートナーとして、それぞれの組織の特徴を活かしながら、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動することを言います。」と定義しています。協働を巡っては、市民参加を含めるなど広くとらえる考え方もありますが、市民個々との関係ではなく、組織への参加を通じて、その組織の特徴を活かしながら進めるというところが、ポイントではないかと考えます。協働の概念といいますか、とらえ方としましてはそのように考えております。

(大貝会長)

はい、ありがとうございます。今、協働についてのお話がありましたが、基本構想の中で協働とは何かということを明確に定義付けて進めるというよりは、これから市民と行政がいっしょになって協働とは何かを考え、また、実践していくことが重要なんだろうと思います。その他、いかがでしょうか。

(花井敏明委員)

ワークショップのテーマの中で、地域のお宝の話がありますが、できることはすぐにやるんですか。例えば、お宝を活かすための課題と対策がありますが、役所の職員の方なら新城市にこういう文化財があるということをご存知でしょうから、バスを使って回るとか、具体的に提案できますよ

ね。こういう史跡を回りたいとか、こういうお寺を回りたいとか、すぐにできることがたくさんあると思いますが、そういうものはすぐに取り組むのでしょうか。

(事務局)

今、ワークショップで提案のあった施策をすぐにやるかというご質問でしたが、できることはすぐにやってしまうと約束しているものではありません。考え方の提示といいますか、私たち行政は制度ですとか、予算ですとか、法律等を基準にして考えてまいります。それに対し市民の方からは常に考えておられることとか、考えられる取り組み方とかのアイデアをたくさん出していただきます。市民の皆さんが集まっていた中で、話し合いの結果、こんな意見がありこんなまとめになりましたということ、今後、専門部会の職員にお知らせして参ります。その中で、特に市民と行政がいっしょになって取り組むことで、何を発信して行ったらいいのかということ、いっしょに考えることになるかと思えます。

今後、観光の戦略を考えるときにそうしたアイデアを利用していただいたりとか、これから実施計画を考えていくわけですが、その中でこういった施策がいいのではないかとということになれば、活かして行くということになるかと思えます。

(花井敏明委員)

それで、そうしたことをやっていくのにどのくらいの時間がかかるんですかね。絵に書いた餅ではいけないと思うのですが……。形にするには何年先とか結構時間がかかるとは思いますが。

(事務局)

何年先にやるということではなくて、実施計画についても今年度中に計画ができますので、その中に反映されるものもあるでしょうし、反映されなくても、そこで終わってしまうのではなくて、こうしたワークショップをしたということが、また、地域の今後のまちづくりを考えるときに、キーワードがヒントとなって、つながっていくだろうと思っています。

(大貝会長)

このワークショップは、市が事業を実施するために開催したのではなく、あくまでも計画の中に住民のアイデアを取り込むということに目的があるわけで、もちろん議論を継続して行って、市の施策に具体的なアイデアが活かされていくということもあると思いますが、そういうところでご理解をいただきたいと思えます。

それでは、他にご意見がなければ、次の基本構想の諮問の方へ移っていきたいと思えますがよろしいでしょうか。……それでは、諮問事項、基本構想案の修正について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

では、失礼します。皆さんのお手元には、先日、ご自宅の方へ送付させていただきました前々回の第2回審議会に提案をさせていただいた文面に、修正箇所を見え消しで表したり、下線を引いたりするなど訂正箇所が分かるようにしたものが1冊。修正済みの冊子が1冊。さらに、本日、会場内でお配りしました基本構想案の冊子と、3種類の冊子があるかと思えます。修正は、9月16日に行われました策定委員会の意見を反映したのものとして作成しましたが、皆さんへ送付した時点から、さらに修正を加えた最新のものを本日お配りしていますので、本日の説明はそちらを

使って行きますのでお願いいたします。また皆さんにお配りした資料の中に、A3版の1枚もので、基本構想の構成をお示したのがあります。今回の修正案は文章だけでなく、構成も変わってきていますので、こちらの資料で確認しながら説明をさせていただきます。

……[資料に添って事務局から説明：内容は省略]……

(大貝会長)

はい、ありがとうございました。これまでの皆さんの意見を反映し、また、策定委員会の検討結果を反映し、構成自体を見直すことで、全体像が見えやすくなってきたのではないかと私自身思います。その中で、市の将来像の表現については、言葉は今後まだ変わる可能性があるけれども、書いてある趣旨は変わらずに行きたいとの話がありました。また、第3章のところの議会議員の役割については、今後、議会からの提案を待ってから、最終案を決定していきたいとのことでした。それ以外のところについては、今日提案の中身で行きたいとのことでしたが、いかがでしょうか？

(本多克弘委員)

大変よくできていると思いますが、一つ、新城の強みのところですが、新城でしかできないことというふうに考えていきますと、地域再生プランのDOS事業、アウトドアスポーツが抜けているかなと。新城ラリーなどに関わっていますが、新城でしかできないものだと思っています。今年は全国大会を開催するわけですが、残念ながら本宮山スカイラインを使えなかったとありますが、何といても地元の人が知らない。世界的にアピールできる資源だと思いきし、ぜひ、強みとしてアピールしていただきたい。市長も観光課を鳳来総合支所に移すなど、観光産業に力を入れていくとしている。今、新城の宿泊客、観光客ですが減少しているそうです。DOSは、観光を産業としていかにさせるチャンスにもなりますし、農家民泊を含めて大きな可能性があると思っています。いずれにしても、DOアウトドアスポーツは特区として認められた新城市の大きな強みですので、計画の中に位置づけていただきたいと思っています。

(大貝会長)

はい、ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思います。ぜひ、新城市の強みの中に位置づけていただければと思います。また、具体的事業としても、基本計画の中に登場してくるかと思いますが……。他にいかがですか。

(筒井光治委員)

だんだんと、シンプルに分かりやすくなってきていますが、ほとんどの施策が「やらなければならないこと」だと思いますが、逆説的にいえば、「してはいけないこと」。総合計画の中にそういった文面を入れるかどうかというのはありますが、「しなければならないこと」に加えて「してはならないこと」を入れることによって、もっとわかりやすくなるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(大貝会長)

例えば、「してはならないこと」というのは……

(筒井光治委員)

例えばですが、してはならないこととして「これまでと同じ組織概念を持つこと」とかですね、「今までと同じ資金調達の方針」、これも企業経営の話なんですが、市民に同じように何らかの形でできないのかなと、そんなふうに思います。他にもいろいろあるんですけども、「今までと同じお客さんとの対応」、「今までと同じ官としての甘い体質」とかですね、「適正規模以上、あるいは危機感の無い経営」、「環境の変化をつかめない」など、そんなことを入れることによって、もっと映えて来るんじゃないかなと。

(大貝会長)

はい、まあ、文章表現の中に、こうした逆説の文章を入れて全体を分かりやすくするというのかと思います。事務局として、今の意見についての回答はよろしいですか。

(事務局)

はい、参考にさせていただくということでお願いします。

(大貝会長)

はい、他にいかがでしょうか。

(下山由美子委員)

本日いただいた資料で言いますと、20ページの安心・安全プロジェクトのところ、「ア 子育て支援＝次世代人材育成対策」についてですが、子育てに関することの多くは女性に関することでもあるんですが、まず、子育てをする前にこの地域に女性が住むということ、女性がこの地域に来ていただいて、出産をして、初めて子育てが始まるので、女性が新城に住みやすい状況を作るということが大切だと思います。そこで、子育て支援のところに「男女共同参画」を入れていただきたいと思います。大臣の名前も「少子化・男女共同参画大臣」となっていますし、今の新城市には男女共同参画委員会がありません。今、この委員会を立ち上げようとする準備も進んでいますので、ぜひこの言葉を入れてほしいなと思います。それから、男女共同参画法案ができてから愛知県でもフォーラムが開かれているんですけど、そこへ必ず新城からも女性が勉強に行っているんですね。鳳来でも作手でも、子育ての分野や農協、商工会の分野でもそこで勉強してきた人が頑張っているという現実がありますので、ぜひこの子育ての文章の中に、男女共同参画の言葉を入れていただき、入れ方については市の職員の中にも担当者として詳しい方がいらっしゃいますので、専門部会の方で意見を伺っていただき文章を考えていただけたらと思います。社会状況が変わりまして、専業主婦をしたくてもできない、教育費もかかりますし、電化製品も増え生活水準も上がってきましたので、旦那さんのお給料だけでは生活できないというのがほとんどです。それで女性も働きに出るわけですが、アンケートの中にも定住促進に何が必要かという問いかけで「女性が働きやすい環境づくりや子育て支援制度の充実」の回答数が非常に多いという結果もありまして、今、ここでは女性が3名しかいませんが、計画プランの中に入れて市民の目に触れるところに出せば、見る人の半分は女性ですので、男女共同参画に関わっている人からも意見がいただけるでしょうし、市民のそういった意識もさらに高まってくるんじゃないかと思います。そんなわけで男女共同参画の位置づけをこの中に入れていただけたらと思います。以上です。

(大貝会長)

ありがとうございました。男女共同参画の視点を子育て支援のプロジェクトの中に入れてはというご発言でしたが、この点についても事務局の方でご検討をいただきたいと思います。はい、その他いかがでしょうか。

(松本貴美德委員)

7ページのところに、まちづくりの基本理念や将来像、行政経営の方針、市の重点施策などを基本構想に示すと書いてあるんですけども、28ページにあります第3章の「計画を推進するための行動指針」のところの記載内容は、昨日3回ほど読んでみたんですけども、僕としては後の実施計画の方に委ねる内容ではないかと思います。基本構想であえて記載するのならば、市長とか職員の行政指針で止めるべきかなと。市民の役割というのは、僕は市民自ら決めと思っていますので、今この状態を見ていると行政側からのアイデアなのか提案なのか分かりませんが、市民自治条例とか基本条例とかを検討して市民の手で早急に作って、その中で検討すべきものではないかなと僕自身思っています。また、市長が自治基本条例、市民自治条例ですかね、それは市の憲法みたいなものと発言していますので、それが無いのにもかかわらず、先にそれを拘束するような内容の文章をここに入れちゃった場合、後から市民自治条例を作ると思うんですけど、弊害が出てくるんじゃないかなとちょっと思っちゃったんですけども。座長の大貝先生は大学の教授でいるんなことを知っているし、市役所がどう思っているのか分かりませんが、市民の僕がそう思う以上、新城市の多くの人もこれを見てそう思うことがあると思うんですよ。それをどう思うかということと、議会のところも今日見て、議会に提案されるって書いてありますけど、議会も第三諮問機関であるから、行政がやったことだから、僕の判断だと、あとから議会で決めて出てくるってことになっているんじゃないかなって思ったんですけど、そのことにあたっては、この審議会には議員さんもいますし、三者三様のご意見をお聞きしたいなと思いますけど、よろしく願いいたします。

(大貝会長)

ここについての事務局の考えを、まず、お聞きしたいと思うんですけど…

(事務局)

ここ第3章では、計画を推進するための行動指針ということで、市民の役割、議会の役割、行政の役割として載せていただいているところですが、今回の総合計画の策定にあたっての出発点として、事務局の考えとして行政だけの単なる行政計画にはしたくないと、そこからスタートしています。新城市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画であり、将来像やそこにいたるプロセスを決めていくわけですので、行政、自治に携わる者はもちろん、この地域を担うすべての市民の皆さんの目標であり、行動計画であるべきだと。だからこそ、他の多くの計画と違って議会の議決事項になっていると解釈しています。ですから、今回、この計画の柱になっています「新たな公共」の理念に立てば、この計画を進めていくための役割分担、市民自治の担い手としての市民の役割や行政、議会の役割を示していくのは必要なことだと考えています。この間、役割の記載についていろいろ意見が寄せられているところですが、事務局としては今申しましたように、それぞれの担い手同士が役割を確認しあって総合計画を推進していくことが必要だろうと考えています。

それから市民自治条例の話が出て参りましたが、前回までの構想案には、重点プロジェクトとして市民自治基本条例を制定するという項目がありましたが、今回の構想案では削除してあります。これは、市民自治基本条例というのは、その名のとおり条例でありますので、議会の議決事項となります。一方、基本構想も議会の議決事項でありますので、条例を作るということを先に議決してしまうのはおかしいだろうという考えの基に削除しております。市長ともこの役割を含めて打ち合わせをしながら構想の原案を作っていますが、今後、総合計画を進めていく中で自治基本条例というものを作っていくことにはなるだろうと話しており、その中でも新たな公共、地域自治の担い手の役割について述べていくことになるだろうと思いますが、今回、総合計画で役割を載せて、行政から押し付けていこうというつもりは全くありませんし、市民自治社会をめざすという今回の総合計画の推進にとって、それぞれの役割を確認しあうことが必要だろうとしているわけで、今後、自治基本条例を作っていこうという段階になれば新たに条例の目的にあった役割についての議論をしていただくのは当然のことであり、それが現段階での事務局としての見解であります。

(大貝会長)

はい、今の説明でいかがでしょうか。

(松本貴美德委員)

僕は、逆にこれは行政が作ったものだと思いますし、今、皆でこれを踏まえながら作っていくといったような説明かと思いますが、一番最初にここに来たときでもそれに合わせて進めていくということが僕の中であったように思いますけど、そうやっていくことに不思議だなと思ったことがあります。ただ、これはこれとして判断しなければならないということで、じゃあ、要するにこの市民の役割というのは、とりあえず載っただけで自治基本条例に関わってくる、何か弊害になるということはないということでもいいんでしょうか。

(大貝会長)

はい、そういうことだと思います。私も市民の役割のところ、「何々をします。」「心がけます。」「努めます。」といった、語尾が宣言っぽくなっていることが、多少苦になっているところはあるんですが……もう少し、表現方法を変えることで、意味合いも変わってくると思いますが、そんな問題かなど、よろしいでしょうか。

(松本貴美德委員)

あと、それと今日ここへ来たら、議会の役割のところの後で提案されるということだったんですが、どうしてかなと思ったんですが、やはり議会も同じように思ったのかなど。そう判断するようなことを言っていますので……

(夏目勝吾委員)

それでは議会の方から申し上げますが、ここに議会の議員の役割ということが載っていますが、市民から選ばれてきた議員が役割を義務付けられるということは、ここに書いてあることは当然のことだとは思いますが、議会として判断したものを提案していきたいと、まあ、こういうことを考えています。書いてある事はもっともなんですけど、もう少し具体化をして、議員とはどういうことか、この場所にこうした文言で載せて行くことについても若干の疑義が生じているようでございます。した

がってこの問題について議会として議論をして、提案をいたしたい。今、そういう方向で進めていきます。

(大貝会長)

基本構想というのは、当然、最後は議会で議決をいただくというのがありますので、それは、議会の承認を得た基本構想となるということでもあります。

(菊地勝昭委員)

私は、今、松本さんが指摘されていることは、そのとおりだと思います。

(松本貴美徳委員)

ですから、議会のところは議会で決めてくるとしますよね。出てくると。そうすると、じゃあ、市民の役割というのは、いったいどこで、どういった格好で決めてくるのかということが一つ出てきますよね。今、議会の部分は議会で決めてくるといいましたけれど、そこら辺のところは僕としては納得いきません。

(大貝会長)

その論理を貫いていくと、市民は市民でということが期待されてとなって、それは…

(菊地勝昭委員)

ですから、市民自治条例っていうのが総合計画の前にできていなければいけないんですよね、流れとしては、ところが、まだできていませんのでそこら辺のところでは整合性とかに問題があるかもしれないんですが、いずれそれも作っていかねばならないと思います。そうすると総合計画との整合性を待たなければならぬものですから、今まだできてないというところでこの問題が起きるのかなと私は思いますけどね。

(夏目勝吾委員)

議会の役割ということで、ここに載せるべきではないということも、私も言っているのであって、松本さんのおっしゃるとおりであって、松本さんの言う事に一理あると思うんですよね。ですから議会としての役割というのはこのとおりであるけれど、ここに役割として押し付けると言っちゃあおかしいですけど、載せるべきではないということです。

(松本貴美徳委員)

私も同意見です。

(大貝会長)

ここに議会の役割という形で載せるべきでないということですか。

(夏目勝吾委員)

そうです。

(大貝会長)

そういう意見ですが、……この件についてはこのまま議論してもどうかと思いますので、事務局とも相談しまして、私、会長の方にここについてどういう形にするか一任していただけるでしょうか、よろしいでしょうか。……(意見なし)……

特に意見も無いようですのでそのようにさせていただきます。他にいかがでしょうか。

(林孝夫委員)

前々回の7月30日の会議で、私、作手ですので、過疎対策、少子化対策、高齢者対策について質問をさせていただきました。私は、この計画に「過疎対策」をしっかり盛り込んでいただきたいと思います。これは作手だけの問題ではなく、鳳来でも、新城の周辺部でも共通する問題だと思います。しっかり重点プロジェクトとして位置づけていただきたいと思います。過疎の話は、少子化対策のところでも「住む場所によって不安を増大させない総合的な次世代人材育成対策」という記述がありますが、過疎対策ということで、堂々と1項立てていただいて総合的な過疎対策をうたっていただきたいと思います。また、政府の地方対策の方針も選挙に負けたこともあり、今後、地方振興ということが大きなテーマになってくると思いますが、政策自体が非常にブレています。新城市の総合計画にあっては、こと過疎対策については、国の政策が変わったからとか、選挙の結果や市長によって変わるということが無いようにしていただきたいと思います。やらなければならないことは明白であり、変わりはないわけですので、総合計画に位置づけて取り組んでもらいたい。過疎に歯止めをかけるには、住宅対策、少子化対策、雇用対策、高齢者対策などいろんな展開が考えられますが、「過疎対策」を堂々と総合計画に位置づけてもらいたいと思います。

(事務局)

前の会議から過疎対策についてのご意見をいただいているのですが、今、委員が言われましたように過疎対策は総合的な対策だと思います。基本構想の本文中にも過疎という言葉は何箇所も出てくると思います。重点プロジェクトの「労働・定住人口の確保」という項目の中でも、「山間部における過疎化による定住人口の減少は、地域の活力の減退につながる大きな問題」としてありますし、また、人口目標のところでも、山間地域のコミュニティ維持のための小規模住宅建設が必要だろうと具体的な人口増加施策をあげながら、過疎の問題が市全体にとっても非常に大きな問題だと位置づけています。また、地域の皆さんと一緒にやって行う地域自治区に向けた取り組みや地域計画の策定、職員による地域担当制などの施策や活動をもって、真の住民自治社会、地域自治社会を作っていこうとする動き自体が、根本的な過疎対策でもあると考えていまして、過疎対策債を使った事業メニューを並べて過疎対策事業とするのは少し違うかなとも思いますし、基本構想の全体を通じて、旧市町村ごとに面々と取り組んできた山間部の過疎対策を含めた「市域の均衡ある発展」ということを掲げた計画となっていますのでご理解をいただきたいと思います。

(大員会長)

今の事務局の説明に、私も個人的に賛成です。基本構想の大きなバックラインとして、過疎問題をどうして行くのかというのがありまして、そのことを踏まえた地域活性化のためのプログラムが、いろいろはめ込まれていると考えています。そういうことと言えば、この基本構想の全体として、過疎をどうしていくかということがうたわれていると解釈しています。過疎ということを前面に出すのではなく、この計画は、地域の強みをもっと伸ばしながらマイナスの部分を克服して行こうという内容になっ

ていると思います。ですから、あえて「過疎対策」という項目を設ける必要はないというふうに思います。

(戸田敏行委員)

事務局の最初の提案から随分と変わってきた、整理されてきたと思います。特にまだ名称が変わるということでしたが、テーマが「創造都市」と、創っていくんだということが今回出てきました。この地域の文化というものを意識した地域づくりを進めていこうという動き、最近では広域的な位置づけを変えていこうとか、地域独特のスポーツの資質とか、これらを創造的に積み上げていこうという力が非常に出てくるんだろうと思います。

こうした都市を作っていく中で、この8ページにある進め方ですね。構想と基本計画が市長任期と一体になって進めていくとしたところが今回の総合計画の特徴的なところで、全国的に見ても非常に力強い総合計画になるだろうと思います。先ほどの過疎の問題もありましたが、広域的一本化という問題は全国的にも非常に難しい問題ではありますが、ちょうど新城は東三河地域の都市部と山間部の境目に位置しており、都市部と山間部の両方の要素を持ち合わせています。北設からの人口流出の歯止めになる、人の入れ込みのある地域である、調べて見ますとそういう傾向があります。また、下流部から、これは私どもが調査したんですが、団塊の世代のみならずですね、居住域をかなり広げたりする、2地域居住と言うんですけど、そういう住み方をしたいというのが相当数出てくる。そういう部分を引き込むというのは可能性です。そういう意味で創造というのが非常に重要になってくる。それともう一点ですが、東三河のまとまりが重要であると思いますので、13ページのところですが、交通連携軸の記述の中で、東三河を結ぶ軸として国道151をもう少し強調していくと、地域の性格というのがはっきりしてくるのではないかと思います。以上2点、お願いしたいと思います。

(大貝会長)

はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(夏目みゆき委員)

22ページの将来像の実現に向けた市の重点プロジェクトの3番目、安心安全プロジェクトの中のエに、今回追加された「高齢者福祉の充実」という項目がありますが、新城市全体の中では人口は大変少ないのですが、「障害者福祉」という言葉を追加できないかと思います。今、新城市の中には療育手帳を持つ知的障害者の方が300人位、身体障害者手帳を持っている方が2,000人位、精神障害者手帳を持っている方が150人弱と、全体で2,500人弱の人が何らかの障害を持って暮らしているということになります。確かに新城市の全体の5万人からすれば5%弱です。3割を超えた高齢者に比べますと少ないのかもしれませんが、新城市の総合計画の中に障害者も安心して住める、障害者が住めるということは、健常者の方たちは安心・安全に暮らせる街であろうということだと思います。ですから、この項目に高齢

者福祉の充実に合わせて、高齢者・障害者福祉の充実ということをご希望いただくとありがたいと思いますし、先ほど子育て支援や人口流出の話もありましたが、新城では障害を持って生まれた子どもに対しても、十分な医療・福祉のサービスが受けられないとなると、豊橋・豊川の方へ流出してしまうことになると思うんですね。どんな子が生まれても安心して受け止めてもらえるんだという状況・社会になれば、安心して暮らせることにつながると思いますので、障害者福祉の充実をぜひ計画の中に位置づけていただきたいと思います。

それからもう一つ、先日、国の厚生労働省の専門官の方がお見えになって講演をされたときに、地域自立支援協議会の方々が、それは障害を持った方々がメンバーなんです、そこにはいろんな団体の方が加わり、高齢者の方、防災の方、医療の関係の方などいろんな方が加わった協議会でした。障害者関係の方だけでなくいろんな関係に携わる人たちが、それぞれ団体としてどうしたらいいかと。支援のあり方を考えると、いざ災害時には、これが大変役に立つということで、新潟の時もそうでしたけれど協議会に参加するもの同志、ちゃんとした連携の取れた行動が地域の中ででき、すべての面で災害時の組織が行われることにつながりますので、ぜひ、意見として検討していただければと思いますのでお願いいたします。

(大貝会長)

はい、今、22ページのところの高齢者福祉の意見でしたが、要点は「高齢者・障害者福祉の充実」とするというご意見ということで、これは検討させていただくということでお願いします。時間の方もあまりなくなってきましたが、他に、申し上げたいご意見などいかがでしょうか。

(菊地勝昭委員)

基本構想はこれからいろいろな計画との整合や地域の計画との整合性を持つようになるものでいいかなと思います。これは先のことでありますが、20年度からの計画に載ってきて始めて進んでいくわけでございますので、もう今、来年度の予算編成に入ると思うんですね。そういう点からしてかなり遅れていると思いますので、もうちょっとスピードアップしてもらって、ここにいる委員の皆さんも、基本計画のほうはかなり苦になっていると思いますので、専門部会の方で検討をしていると思うんですが、私たちの目にも触れるようにしていただいて、していかないと20年度からのスタートができないと思いますのでその点だけよろしくお願ひしたいと思います。

(大貝会長)

はい、どうもありがとうございます。今日、いくつか重要なご意見をいただいていると思いますが、第3章の役割というところについては、また、改めて提案させていただきたいと思います。また、第1章、第2章の基本構想の部分は、概ねの内容についてご了解いただいていると理解させていただきます。基本構想については12月末の答申までに承認という形をもって行きますが、今ご意見がありましたように基本計画についてご議論することも重要だと思ひます。次回からは、この基本構想を踏まえ

た基本計画についても議論をしていきたいと思います。もちろん、基本構想も若干の修正を加えながら進めていくということになるかと思います。そういうことで、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。以上で、本日の諮問事項についての議事を終わります。次第の「その他」につきまして、事務局の方からお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。「その他」としまして次回の会議日程ともう一つ、今、審議会の会議録をホームページの方で公開をさせていただいているのですが、発言者のお名前が現在は特定できないような書き方となっておりますが、具体的に発言者のお名前を出したらどうかというご意見がありましたので、どうするのか、お決めいただけたらと思います。

(大貝会長)

今、事務局から議事録の発言者のお名前の件について相談がありましたが、委員の方のお名前を載せるということによろしいでしょうか。今までは、ただ「〇〇委員」という載せ方をしてきましたが、特に異論ございませんか。

(本多克弘委員)

それは、名前だけですか。団体名とかも出るんですか。

(事務局)

いえ、発言者の名前が出るだけです。

(大貝会長)

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、名前を載せるということをお願いします。

(事務局)

それから次回会議の日程でございますが、事務局の案では10月31日(水)でお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(大貝会長)

皆さんよろしいでしょうか。午前、午後どちらでもよろしいでしょうか。・・・
それでは、10月31日(水)午前10時からということをお願いしたいと思います。
それでは、本日の会議は終了とさせていただきます。皆さん、ご苦労様でした。

=開会 午後0時5分=